

# 高室小学校いじめ防止基本方針

観音寺市立高室小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

本校においては、いじめ防止対策推進法及び香川県および観音寺市のいじめ防止基本方針に基づき、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める本校いじめ防止基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に申告な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

## 2 高室小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会を設置し、校長の指導のもと、いじめの防止と早期発見に努めるとともに教員の資質向上のための研修や保護者との信頼関係を構築するための方策を企画立案する。事案が発生したら、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守る。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### ア 道徳教育及び体験活動

- ・ 特別の教科道徳を中心とした道徳教育を計画的に推進し、全教育活動で心を育てる取組を行う。
- ・ 縦割り班活動や生活科、総合的な学習において様々な体験活動を通して人と関わる力を育成する。

※ 特に配慮が必要な児童については、特性を踏まえた支援を組織的に行う。

### イ 傍観者を生まない集団づくり

- ・ 「こころの玉運動」を中心とする日常からの人権教育や道徳教育を推進する中で、他者を理解し協調して社会生活を営む力を育成する。
- ・ 学級会活動や児童会活動を活性化させ、児童による自治的な学校風土をつくる中で、児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

#### ウ 保護者との連携

- ・ 学校便りをはじめ様々な行事、活動で開かれた学校運営を行い、保護者、地域に信頼される学校づくりを通して、子どもがいじめを行うことがないよう保護者からの指導も促す。

#### エ 関係機関や地域社会との連携

- ・ 安心・安全パトロール、地区民生児童委員会、高室地区育成会等、地域の関係団体と連携して児童の健全育成を図る。

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### ア 日常的な観察・情報共有

- ・ 日常の日記指導や学級活動での児童の実態把握に努めるとともに教師間の連絡を密にし情報交換を行い児童の些細な変化やサインを見逃さないようにする。

#### イ アンケートの実施

- ・ 毎月のなかよしアンケートやMYチェックアンケート、学校便りによる保護者アンケート等を実施し、いじめや問題行動や学級内の人間関係の把握に努める。

#### ウ 教育相談の実施

- ・ 毎月の学校カウンセラーや市スクールカウンセラーの教育相談、随時、担任や養護教諭による面談を実施し児童の問題を早期に気付けるようにする。

#### エ 保護者との信頼関係の構築

- ・ 4月のPTA総会、7月のPTA地区懇談会時に本内容を説明する。
- ・ 学校便りや学級通信、連絡帳、電話で児童の成長を伝える。

### 5 いじめに対する早期対応と措置

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。このため、本校では、いじめの可能性を認知あるいはいじめを認知した職員は、直ちに管理職に報告する。報告を受けていじめ対策会議で組織的に対応方針を決定し、教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者に連絡して学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう求める。

### 6 教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質の向上に努めるため、校内研修、職員会で研修の場を設ける。生徒指導に係る体制等の充実のために、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者としてスクールカウンセラー等の活用等に努める。

### 7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発を行う。児童生徒に対しては、情報教育指導計画に沿って系統的に発達段階に応じた情報モラルに関する指導を適切に行う。また、保護者に対しては、学級通信、各種資料の配付、PTA地区懇談会、学校保健委員会等でインターネット等の適切な利用等について啓発を行う。

### 8 重大事態への対応

本校において重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をいじめ防止対策委員会によって行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生防止に努める。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」

**未然防止と早期発見**  
道徳教育の推進 各種アンケートの実施 日常の児童観察 職員会での児童の情報交換  
保護者・地域との連携 SC、SSW との連携 要支援児童へのきめ細やかな個別対応 等

